

○杉戸町建設工事事後審査型制限付一般競争入札要綱

平成21年3月13日

告示第34号

(趣旨)

第1条 この告示は、埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）による町発注建設工事の請負契約に係る一般競争入札において、入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の審査を入札執行後に行う方式（以下「事後審査型入札」（電子入札システムにおける呼称は「ダイレクト入札」）という。）を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 事後審査型入札の対象とする工事は、電子入札システムにより一般競争入札に付する工事のうち、入札参加資格の審査を入札執行後に行う工事として町長が指定したものとする。

(入札参加資格)

第3条 入札参加者に必要な資格は、杉戸町契約規則（令和8年杉戸町規則第13号）第3条及び第4条に定めるもののほか、入札公告（様式第1号）において明示する。

(入札参加方法)

第4条 入札参加希望者は、電子入札システムにおいて当該入札案件に対し「競争参加資格確認申請書」を提出することにより、入札参加の意思を表示するものとする。

2 前項の競争参加資格確認申請書を提出し、電子入札システムにおいて自動発行される競争参加資格確認申請書受付票を確認した者は、当該入札に参加することができる。

(入札保証金)

第5条 事後審査型入札における入札保証金は、免除とする。ただし、落札者が正当な理由がなく期限までに契約を締結しないときは、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を徴収できるものとする。

(入札金額見積内訳書)

第6条 入札参加者には、初度入札時に入札金額見積内訳書の提出を求めるものとする。

(落札決定の保留)

第7条 入札執行者は、落札候補者があるときは、落札候補者の入札参加資格を審査するため、落札決定を保留するものとする。

(入札参加資格の審査に必要な書類の提出)

第8条 入札執行者は、落札候補者のうち最低の価格をもって入札を行った者（以下「第一順位の落札候補者」という。）に対し、速やかに落札候補者通知書（様式第2号）により次項に定める書類の提出を求めるものとする。

2 第一順位の落札候補者は、入札参加資格の有無及び契約保証金の取扱いを確認するため、一般競争入札参加資格確認申請書（単体企業等にあつては、一般競争入札参加資格確認申請書（様式第3号）、特定建設工事共同企業体にあつては、一般競争入札参加資格確認申請書（様式第4号）に一般競争入札参加資格確認資料（単体企業等にあつては、一般競争入札参加資格確認資料（様式第5号）、特定建設工事共同企業体にあつては、一般競争入札参加資格確認資料（様式第6号）。以下これらを「確認資料」という。）及び特定建設工事共同企業体にあつては特定建設工事共同企業体協定書（杉戸町建設工事共同企業体取扱要綱（平成5年杉戸町告示第29号）様式第6号）を添えて、町長に提出しなければならない。

3 前項の書類は、第1項の提出を指示した日を含め3日（閉庁日を除く。）以内に、電子入札システム、電子メール、ファイル転送サービス、郵便、信書便又は持参により提出しなければならないものとする。

4 第一順位の落札候補者が前項の規定による提出期限内に確認資料を提出しないとき又は入札参加資格の審査のための指示に従わないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。

5 前項の規定に該当する場合において、当該落札候補者の行為が悪質であると認めるときは、杉戸町の契約に係る指名停止等の措置要綱（令和2年杉戸町告示第60号）に規定する警告手続等の措置を講じるものとする。

(入札参加資格の審査)

第9条 入札執行者は、第一順位の落札候補者が入札参加資格の要件を満たしているか否かの審査を行うものとする。

2 前項の審査の結果、当該落札候補者が入札参加資格の要件を満たしていない場合

は、その者を失格とする。

- 3 入札執行者は、第一順位の落札候補者が失格となった場合には、次に低い価格を提示した落札候補者について審査するものとし、入札参加資格の要件を満たす者が確認できるまで順次落札候補者の審査を行うものとする。この場合においては、前条及び前2項の規定を準用するものとする。
- 4 同額の入札を行った落札候補者がいる場合には、くじにより審査の順序を決定する。
- 5 第1項の審査は、入札書、入札金額見積内訳書、確認資料等により行うものとする。
- 6 入札参加資格の審査は、前条第3項に規定する確認資料の提出日を含め3日（閉庁日を除く。）以内に行わなければならない。ただし、入札参加資格の審査に疑義が生じた場合はこの限りでない。
- 7 入札参加資格の審査は、入札参加資格審査結果調書（様式第7号）により取りまとめ、確認資料等とともに保存するものとする。

（落札者の決定又は入札参加資格不適格の決定）

第10条 入札執行者は、前条の審査の結果、入札参加資格を満たすことが確認された落札候補者を落札者として決定し、電子入札システムにより通知するものとする。

- 2 入札執行者は、落札候補者が入札参加資格を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して入札参加資格不適格通知書（様式第8号）により通知するものとする。
- 3 落札決定までに、落札候補者が入札公告に示すいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなったときは、当該落札候補者は失格とする。

（入札参加資格を満たさないと認めた者に対する理由の説明）

第11条 入札参加資格不適格通知書を受領した者が、入札参加資格を満たさないとされたことに不服があるときは、前条第2項の通知を受けた日から起算して3日（閉庁日を除く。）以内に、入札参加資格を満たさないと認められた理由についての説明を入札執行者に対して求めることができる。

- 2 入札参加資格を満たさないとされた者が前項の説明を求めるときは、苦情申出書（様式第9号）を持参又は郵送することにより行うものとする。

3 入札執行者は、第1項の説明を求められたときは、苦情申出書を受理した日の翌日から起算して3日（閉庁日を除く。）以内に、回答書（様式第10号）により回答するものとする。

4 第2項の苦情の申出は、前条第1項の事務の執行を妨げないものとする。

（補則）

第12条 この告示に特別の定めがない事項は、杉戸町公共工事等電子入札運用基準並びに一般競争入札及び指名競争入札に関する諸規程等の例によるものとする。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年5月15日告示第86号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年4月3日告示第70号）

この告示は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成31年3月29日告示第51号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年1月24日告示第6号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日告示第60号）抄

（施行期日）

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。ただし、この告示の施行前に措置された案件については、なお、従前の例による。

附 則（令和3年12月24日告示第271号）

（施行期日）

1 この告示は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の規定は、この告示の施行の日以後の案件から適用し、同日前の案件については、なお従前の例による。

附 則（令和6年4月23日告示第104号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和８年３月１１日告示第４３号）

この告示は、令和８年４月１日から施行し、同日以後に公告を行う入札から適用する。

附 則（令和８年９月１７日告示第２２７号）

この告示は、公布の日から施行し、同日以後に公告を行う入札から適用する。